

美瑛町ふるさと納税推進事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、美瑛町（以下「町」という。）にふるさと納税を行った町外に居住する者（以下「寄附者」という。）に対して返礼品を贈呈することにより、ふるさと納税の推進を図るとともに、町の活性化と地域産業の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ふるさと納税 地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2及び第314条の7の規定に基づく寄附を行うことをいう。
- (2) 地元特産品等 町内において生産した商品または町内の事業者が製造、加工、採取、栽培、販売する商品、若しくは提供するサービスをいう。
- (3) 協力事業者 地元特産品等を提供している事業者のうち、この要綱に基づき町長の承認を受けた者をいう。
- (4) 返礼品 協力事業者が取り扱う地元特産品等のうち、寄附者に贈呈することにより、町の産業振興等につながるものとして町長が認めるものをいう。
- (5) 町税等 個人町民税、法人町民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税をいう。

(返礼品の贈呈)

第3条 町長は、寄附者に対し、ふるさと納税の金額に応じ、当該金額の税込み3割以内を上限とした返礼品を贈呈する。ただし、寄附者が返礼品の贈呈を希望しない場合は、この限りではない。

(協力事業者の資格要件)

第4条 協力事業者は、次の各号に掲げる要件を満たす法人、団体、または個人事業者でなければならない。

- (1) 町内に本社（本店）、支社（支店）、事業所若しくは工場を有する法人又はその他の団体若しくは個人事業者

- (2) 納期到来分の町税等に滞納がないこと。
- (3) 美瑛町暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年美瑛町条例第19号）第2条第3号に規定する暴力団関係事業者に該当しないこと。
- (4) その他町長が適当と認めた事業者であること。

（協力事業者の承認申請）

第5条 協力事業者として承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、美瑛町ふるさと納税協力事業者申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 町税等納入状況確認同意書（別記様式第2号）

(2) その他町長が必要と認める書類

（協力事業者の承認等）

第6条 町長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、その内容を審査し、協力事業者として適当と認めた場合は、美瑛町ふるさと納税協力事業者承認通知書（別記様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、協力事業者が第4条に掲げる要件を欠くこととなった場合には、美瑛町ふるさと納税協力事業者の承認を取り消すことができる。

（協力事業者承認の辞退）

第7条 協力事業者は、協力事業者の承認を辞退しようとするときには、辞退する1月前までに美瑛町ふるさと納税協力事業者辞退届出書（別記様式第4号）を町長に提出するものとする。

2 前項の届出書の提出までにふるさと納税の受領が完了した返礼品は、辞退後も贈呈するものとする。

（返礼品の登録又は変更の申請）

第8条 協力事業者は、新たな返礼品を登録しようとするとき又は返礼品の登録内容を変更しようとするときは、美瑛町ふるさと納税返礼品登録（変更）申請書（別記様式第5号）を次に掲げる書類等を添えて町長に提出するものとする。

(1) 返礼品として承認を受けたい地元特産品等の写真データ

(2) 返礼品を送付する際に同封するパンフレット等の資料

(3) その他町長が必要と認める書類

2 登録する返礼品の希望提供価格は、原則として消費税、箱等の返礼品の発送に必要な経費を含んだ額とし、送料は含まない。

3 返礼品として登録をする地元特産品等が受注生産に限られる等の理由で寄附者への送付までに一定期間を要するもの又は季節限定品等送付の時期に限られるものである場合は、第1項の規定による申請書にその旨を記載しなければならない。

(返礼品の登録又は変更の承認等)

第9条 町長は、前条の規定により提出があったときは、その内容を審査し、返礼品として適当と認めた場合は、美瑛町ふるさと納税返礼品登録(変更)承認通知書(別記様式第6号)により、協力事業者に通知するものとする。

2 町長は、協力事業者が第4条に掲げる要件を欠くこととなった場合には、美瑛町ふるさと納税返礼品の承認を取り消すことができる。

(返礼品の取消し)

第10条 協力事業者は、前条第1項の規定により承認した返礼品を取り消す場合は、美瑛町まちづくり寄附返礼品取消届出書(別記様式第7号)を町長に提出するものとする。

2 前項の届出書の提出までにふるさと納税の受領が完了した返礼品は、取り消し後も贈呈するものとする。

(返礼品の送付)

第11条 町長は、ふるさと納税の受領が確認された後、協力事業者に対して返礼品の送付に必要な個人情報等を通知するものとする。

2 前項の通知を受けた協力事業者は、寄附者に対し2週間以内に返礼品を送付するものとする。この場合において、送付日時の調整等が必要なときは、協力事業者が調整を行うものとする。ただし、町長が特別な事情があると認めるときは、この限りではない。

3 返礼品の送付に係る料金は、町が負担する。

(協力事業者の責務等)

第12条 協力事業者は、返礼品の提供等を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 協力事業者は、返礼品の提供が困難となったときは、直ちに町長に報告し

なければならない。また、返礼品の権利及び義務を町長の許可なく第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

3 協力事業者は、返礼品の品質及び性能等の商品に関する苦情並びに事故に対して責任をもって誠実に対応しなければならない。

(広報等への協力)

第13条 協力事業者は、町長が必要とする返礼品の情報、写真等に係るデータの提供及び事業の広報を目的としたチラシ等の制作に必要な協力を行うものとする。

(個人情報の保護)

第14条 協力事業者は、第11条第1項の規定により取得した個人情報等を厳重に取り扱うとともに、返礼品の送付以外の目的に使用し、又は第三者に漏らしてはならない。協力事業者を辞退した後も同様とする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。